

# 那賀町驚敷地区 地域福祉活動計画

令和4年度(2022年)～令和8年度(2026年)

## 【基本理念】

すべての人にやさしい福祉のまちづくり

～お互いさまの社会の実現に向けて～



## 地域福祉活動計画とは・・・

- 「誰もが安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、地域にかかわるすべての人が参画・協働して取り組む民間の活動・行動計画(具体的な取組を示すもの)です。
- 地域住民が地域で行動を起こす指針となるのが「地域福祉活動計画」です。
- 地域福祉活動における地図のようなものです。

この計画は住民座談会(ワークショップ)や策定委員会のご意見をもとに策定しました。



あい  
ことば

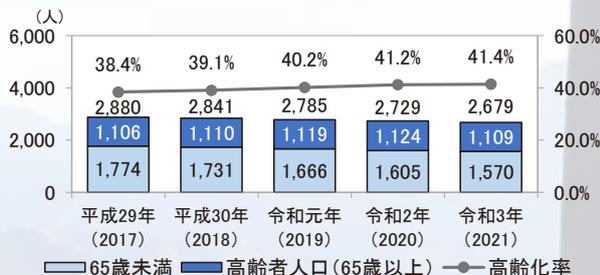
## 【鷲敷地区】地域福祉活動計画

# あいさつと声かけで つながるまち鷲敷

～むこう三軒両隣 わじきスピリット～

■人口	2,679人
■65歳以上の人口	1,109人
■高齢化率	41.4%
■世帯数	1,220世帯

※令和3年9月末時点



## 支えあい

課題

- 病院・買い物等生活面での移動手手段
- ゴミ捨て場まで行けない
- 一人暮らし高齢者の見守り
- ちょっとした困りごとを頼みたい

目標

- 有償ボランティアによる生活支援
- あいさつや声掛けによる普段からの見守り
- ホットサロンや配食サービス
- おたすけ隊のような生活支援団体の創出

△ 振り返り、新たな課題へ

具体的な行動

- おたすけ隊による生活支援を実施する
- 困っている人への支援を行う
- 地域の団体やコミュニティと連携する
- 生活支援組織創出について地域で相談する

むすびを活動目標

- 一人暮らし、高齢者の見守り活動
- 困っていると思われるものの情報収集
- ホットサロンや配食サービスを検討
- 少数でも生活支援組織でちよいボラ！

## つながり

課題

- 人間関係の希薄化
- コミュニティのつながりが薄い
- 一人暮らしの方の状況把握
- ほとんど外に出てこない人がいる



目標

- みんなが気安く集まれるつどいの場
- 気軽に声を掛け合えるまちづくり
- 見守り活動の充実
- 防災訓練など地域の取り組み

△ 振り返り、新たな課題へ

具体的な行動

- 高齢者と子どもの食事会や交流機会を増やす
- つどいの場の充実 (いき100等)
- 訪問して相談を受ける
- 公民館行事を通じて地域のつながりを深める

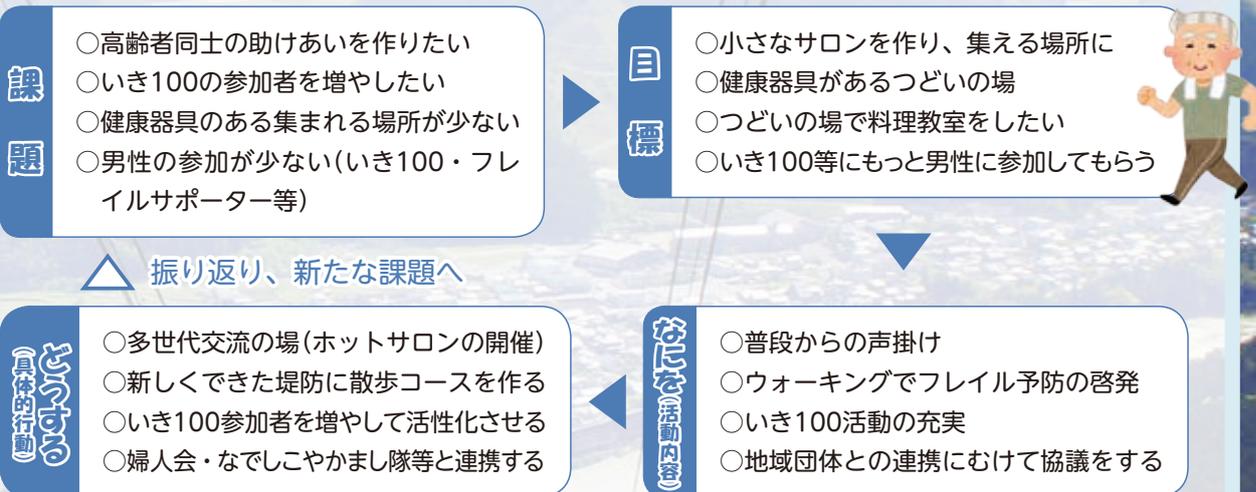
むすびを活動目標

- 公民館活動を充実させ、参加者を増やす
- まずは人へのあいさつをしっかりする
- 相談しやすい関係性づくり
- 公民館活動を充実させ地域住民の交流を図る

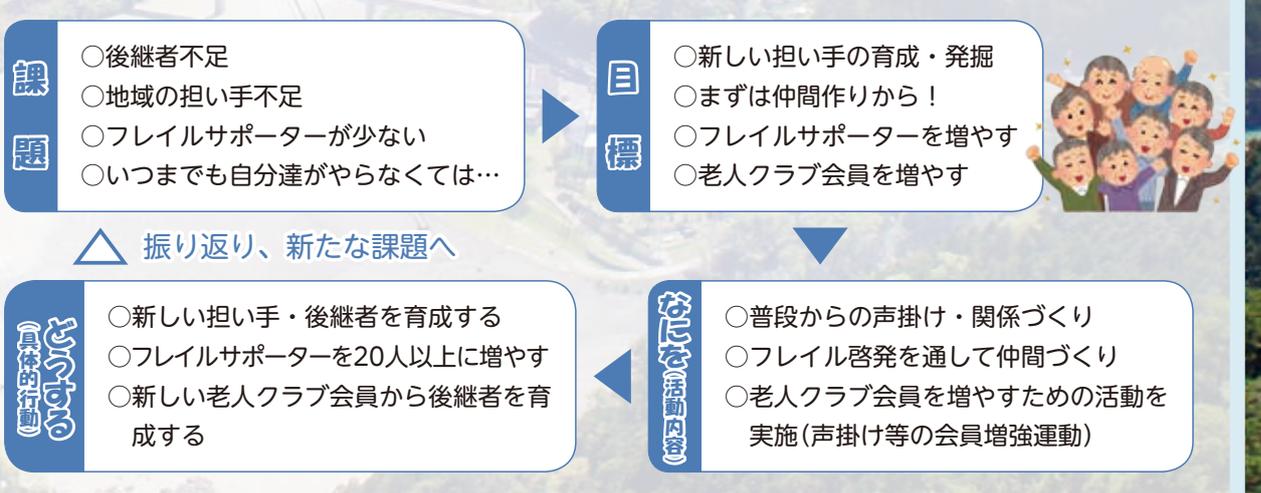
## 令和3年度鷲敷地区地域活動者数（一部抜粋）

- 社協登録ボランティア団体数・会員数  
ボランティア団体：7団体  
ボランティア会員数：95名
- フレイルサポーター：12名
- 民生児童委員：14名
- 婦人会：26名
- 鷲敷老人クラブ連合会  
単位クラブ数：6クラブ  
会員数：102名（男性11名 女性91名）  
友愛訪問員数：7名
- いきいき100歳体操の開催状況  
地区会場数：13か所  
地区参加者数：165名

## つどいの場の充実や健康づくり



## 人材の育成



## ○各地区(旧町村単位)で策定した地域福祉活動計画について

旧町村単位で開催した住民座談会の結果を基に、今後それぞれの地域において地域福祉を推進していくための活動指針となる各地区『地域福祉活動計画』が策定されました。

那賀町は東西に幅広く、地域資源や課題、ニーズといったものは地域によって様々であり、町全体で同じ計画を実行することが難しい部分があります。特に地域にかかわるすべての人が参画・協働して取り組む民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」においては、より小地区での計画づくりが必要となります。そこで住民座談会で地域活動者を中心に、旧町村ごとに今後、5年間で重点的に取り組んでいくテーマを絞り、策定したものが各地区『地域福祉活動計画』となります。

那賀町全体の計画として策定された「第3次地域福祉計画・第1次地域福祉活動計画」と並行して、各地区『地域福祉活動計画』を令和4年度より5年間、計画の実行・見直しを行います。

## ○計画の推進について

- 計画の推進にあたっては、町民や地域活動団体、ボランティアの活動が重要です。社協や行政の取り組みも合わせて、それぞれが主体の役割を意識しながら、協働して計画の推進を行います。
- 地域力の向上と効果的な計画推進のため、それぞれの地域で住民座談会(ワークショップ)等を開催し、地域の多様な主体間での現状・課題の共有や住民主体の地域活動を支援します。

## ○各地区『地域福祉活動計画』実施期間等について

- 令和4年度から令和8年度までの5年間計画となります。
- 地域からの新しいニーズ、国及び県、町の動向を踏まえながら必要に応じて住民座談会等で計画の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画準備・策定	→					
計画実施・見直し		→				
次期計画準備・策定						→

那賀町地域福祉活動計画の詳しい内容は  
那賀町社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会

電話 0884-64-0026(代表) Fax 0884-64-0065

〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原31-1